

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	健康増進事業関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東近江市は、健康増進事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県東近江市長

公表日

令和5年4月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業関係事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 <対象となる検診(一次及び精密)の種類> ・胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診 <事務内容> 1. 検診受診情報・通知送付履歴等の照会 2. 年齢、性別、資格情報等から検診対象者を抽出し、通知物等印字・発送 3. 検診の受信券等の発行申込みに対し、対象者であるかの確認及び発行 4. 検診結果及び精検結果のデータ入力および管理 5. 県や国の統計調査、制度管理
③システムの名称	1. 健康管理システム(成人検診)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会ができる根拠法令> ・番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東近江市総務部総務課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東近江市健康医療部健康推進課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	藤田 道子	大菅 昭彦	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目 計数の時点	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	所属長の役職	大菅 昭彦	課長	事後	
平成30年4月1日	しきい値判断項目 計数の時点	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	Ⅱ-1対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月3日	Ⅱ-2対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	国様式の変更による
令和2年1月29日	Ⅱ-1対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年1月29日	Ⅱ-2対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和4年3月1日	4. ②法令上の根拠	未定	実施しない	事後	
令和4年3月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市町村民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。 具体的には、 ①健康増進法による健康増進事業に関する事務 ②その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 (対象となる検診(一次及び精密)の種類) ・胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診 (事務内容) 1. 検診受診情報・通知送付履歴等の照会 2. 年齢、性別、資格情報等から検診対象者を抽出し、通知物等印字・発送 3. 検診の受信券等の発行申込みに対し、対象者であるかの確認及び発行 4. 検診結果及び精検結果のデータ入力および管理 5. 県や国の統計調査、制度管理	事後	
令和4年3月8日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)及び別表第1第49号 ・内閣府・総務省令第5号第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和4年3月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(情報照会ができる根拠法令) ・番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 (情報提供ができる根拠法令) ・番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	
令和5年2月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(対象となる検診(一次及び精密)の種類) ・胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診	(対象となる検診(一次及び精密)の種類) ・胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診	事後	誤記により削除
令和5年4月3日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	健康福祉部 健康推進課	健康医療部 健康推進課	事後	
令和5年4月3日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東近江市健康福祉部健康推進課	東近江市健康医療部健康推進課	事後	